

1 都市計画マスタープランとは

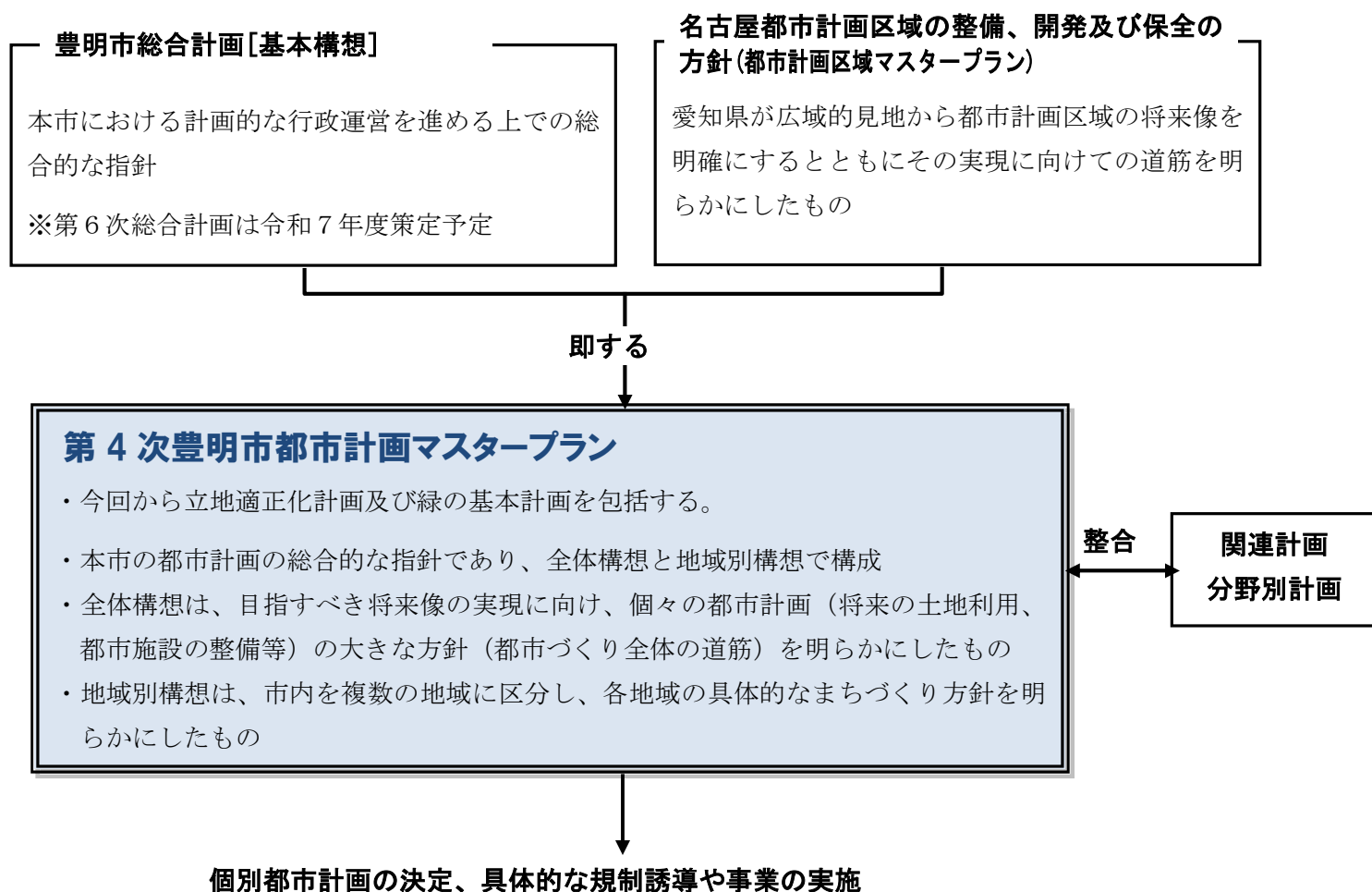
(1) 目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

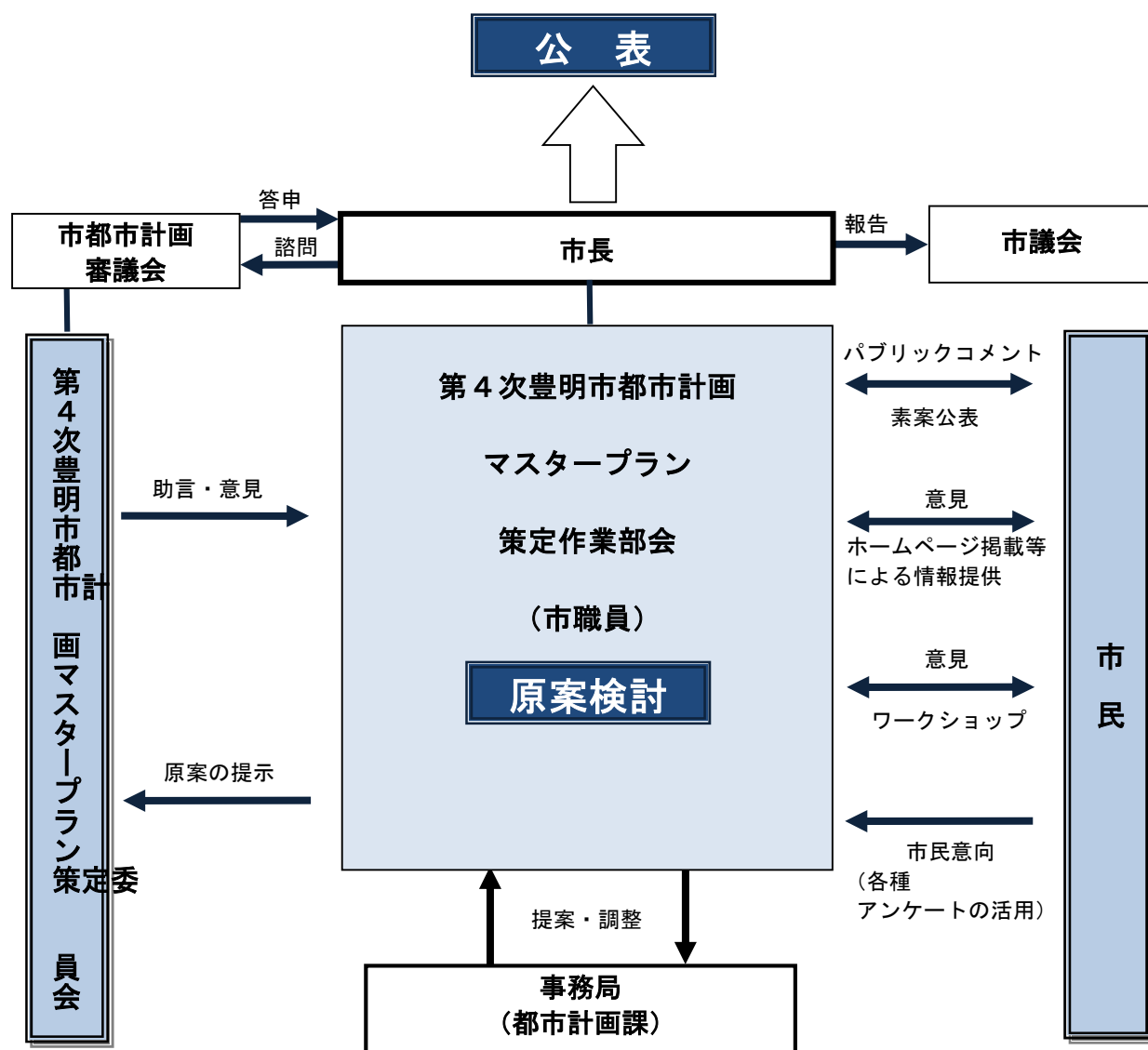
(3) 法体系における位置づけ



2 策定体制

本プランは、市の職員により構成する「策定作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び市職員により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定します。

また、地域別ワークショップの開催、パブリックコメントの実施、第6次総合計画の策定時に得られる市民意見（グループインタビューやアンケート調査結果）の活用等により、市民意見の反映に努めています。



3 策定スケジュール（予定）

	策定作業	その他
令和6年度	【都市計画マスタープラン】 (1) 基礎データの収集・整理 (2) 地域別カルテの作成 (3) 豊明市が抱える課題の整理 【緑の基本計画】 (1) 基本データの収集・整理 (2) 課題の整理 【立地適正化計画】 (1) 基本データの収集整理 (2) 立地適正化計画の見直し検討	作業部会 1回 策定委員会 1回
令和7年度	【都市計画マスタープラン】 (1) 都市づくりの目標（案）の作成 (2) 土地利用の方針（案）の作成 (3) 都市整備の方針（案）の作成 (4) 地域別構想（案）の作成 【緑の基本計画】 (1) 基本理念及び基本目標 (2) 計画のフレーム及び目標水準の検討 (3) 緑地の保全及び緑化推進に関する具体的施策の検討 ①緑地の保全の検討 ②緑化推進に関する具体的施策の検討 【立地適正化計画】 (1) 防災指針の概要、目的、位置付け等 (2) 現状の居住誘導区域等における災害リスク分析 (3) 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出 (4) 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討 (5) 具体的な取組の検討 (6) 取組スケジュール、指標値（目標値）の検討	作業部会 3回 策定委員会 3回 ワークショップ 5回
令和8年度	【都市計画マスタープラン】 (1) 全体構想及び地域別構想（案）の修正・精査 (2) 進行管理方法（案）の作成 (3) 都市計画マスタープラン素案及び案の提案と作成 【緑の基本計画】 (1) 計画の進行管理方法の作成 (2) 緑の基本計画素案及び案の提案と作成 【立地適正化計画】 (1) 見直し方針の検討 (2) 立地適正化計画素案及び案の提案と作成	作業部会 3回 策定委員会 3回 パブリックコメント